

令和4年度熊本県まちなかにぎわい回復支援事業費補助金交付要項を次のとおり制定する。

令和4年4月18日

熊本県商店街振興組合連合会 会長 河島 一夫

令和4年度熊本県まちなかにぎわい回復支援事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 商店街振興組合等に対する熊本県まちなかにぎわい回復支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、熊本県補助金等交付規則(昭和56年7月23日規則第34号)、熊本県商工労働補助金等交付要項、熊本県まちなかにぎわい回復支援事業費補助金事務処理要領及びその他の法令の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下、同じ。)の拡大による飲食店への時短要請や県民への外出自粛要請等の影響により、いわゆる「まちなか」の商店街への来街者の減少などにより様々な業種の中小事業者の経営が悪化していることから、人流や消費行動の回復を目指した、「まちなか」のにぎわい回復のための事業実施を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、熊本県内に所在する商店街振興組合(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合。)、熊本県商店街活性化協議会に属する商店街組織及び法人化されていない商店街等を構成し規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる任意の団体(以下「商店街組織等」という。)が実施する商店街のにぎわい回復に資するイベントの開催等の取組み(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、熊本県商店街振興組合連合会長(以下「会長」という。)が認める経費(以下「補助対象経費」という。)を予算の範囲内において補助するものとする。

2 第1項における補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業を実施する商店街組織等(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に以下の書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、七、八については、連携申請する場合にのみ添付するものとする。

一 補助事業計画書(様式第1-別紙)

- 二 見積書の写し
 - 三 定款、会則等の写し
 - 四 申請日時点での組員、会員名簿
 - 五 県税の未納が無い証明書
 - 六 誓約書（別紙1）
 - 七 連携申請構成表（別紙2）
 - 八 経費負担割合表（別紙3）
 - 九 その他会長が必要と認める書類
- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。
- 一 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - 二 県税に未納がある者

（交付決定の通知）

第5条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に会長に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金に係る経費について、様式第3による補助金調書を作成しておかなければならない。

3 補助事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助金計画変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、20パーセント以内の増減を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために必要な契約を行うに当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 補助事業者は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、会長から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、会長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 会長は、補助事業者が前項の規定に違反して会長からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は会長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会長が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が会長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、会長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が会長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 会長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 会長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会長が行う弁済の効力は、会長が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、会長の要求があったときは速やかに様式第6による状況報告書を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は会長が別に定める日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、会長は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8による交付確定通知書により補助事業者に通知する。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による報告書により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 会長は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別紙1の誓約事項に違反した場合
- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。
 - 4 会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を会長に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、会長が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

- 第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による産業財産権等取得等届出書による「産業財産権等取得等届出書」を会長に提出しなければならない。

(収益納付)

第21条 会長は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を会長に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 事補助業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除等に関する誓約)

第23条 補助事業者は、別紙の誓約書の記載事項について補助金の交付申請前に確認の上、交付申請書の提出の際に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

補助事業者の事業実施に係る経費

補助金の名称	補助対象経費の内容	補助率	一商店街組織に対する補助上限額
<p>熊本県まちなかにぎわい回復支援事業費補助金</p>	<p>商店街組織等が実施する商店街のにぎわい回復に資するイベントの開催等に必要経費 (会場使用料、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、役務費、委託費、専門家への謝金・旅費等)</p> <p>※対象外経費 ・人件費(補助員に係るものは対象) ・汎用性があり補助対象の事業に限定できない経費(パソコン等の備品やボールペン等の事務用品など) ・料金設定が明確でない経費(一般的に想定される金額を超えるもの) ・イベント等で配布する粗品、景品 ・間接経費(手数料、保険料、通信費、印紙代等) ・光熱水費、家賃、固定費、維持費(通常負担すべきもの) ・不動産の購入、取得費 ・施設整備の費用</p>	<p>4分の3とする。</p>	<p>①商店街振興組合(熊本市) 2,000千円</p> <p>②商店街振興組合(熊本市以外)及び熊本県商店街活性化協議会に属する商店街組織 1,500千円</p> <p>③上記①②に属さない任意の商店街組織 1,000千円</p>